

## 主 文

本件上告を棄却する。

当審における未決勾留日数中二九〇日を第一審判決の懲役刑に算入する。

## 理 由

弁護士若松芳也の上告趣意は、違憲をいう点を含め、その実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であって、刑訴法四〇五条の上告理由に当たらない。

なお、原判決の是認する第一審判決の認定によれば、京都府中立売警察署の警察は、被告人の内妻であったAに対する覚せい剤取締法違反被疑事件につき、同女及び被告人が居住するマンションの居室を搜索場所とする搜索差押許可状の発付を受け、平成三年一月二三日・右許可状に基づき右居室の搜索を実施したが、その際、同室に居た被告人が携帯するボストンバッグの中を搜索したというのであって・右のような事実関係の下においては、前記搜索差押許可状に基づき被告人が携帯する右ボストンバッグについても搜索できるものと解するのが相当であるから、これと同旨に出た第一審判決を是認した原判決は正当である。

よって、同法四一四条、三八六条一項三号、刑法二一条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成六年九月八日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	大	堀	誠	一
裁判官	小	野	幹	雄
裁判官	三	好		達
裁判官	大	白		勝
裁判官	高	橋	久	子